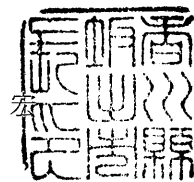


坂出市公示第207号

坂出市新庁舎建設基本設計・実施設計業務の受託者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公示します。

平成26年 9月 1日

坂出市長 綾



1. 業務概要

(1) 委託業務名

坂出市新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託

(2) 業務内容

坂出市新庁舎建設工事に係る基本設計および実施設計

(3) 履行期限

平成28年3月25日まで

(4) 業務規模

「坂出市新庁舎建設基本計画」による

2. 業務実施方針

業務実施における設計者の選定は、坂出市公募型プロポーザル方式に基づき、次に掲げる方針で行う。

(1) 一次審査

提出書類の評価に基づき、坂出市新庁舎基本設計・実施設計業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、参加表明書等の提出者の中から技術提案書を提出できる者を5者程度選定する。

(2) 二次審査

一次審査で選定された者について、技術提案書ならびにプレゼンテーションおよびヒアリングによる選定委員会の評価を踏まえ、最優秀者1者および優秀者1者を選定する。

3. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げるいずれにも該当する単体企業またはその単体企業を代表とする共同企業体とする。

(1) 参加資格

ア 当該事務所において、平成16年4月1日以降に、国または地方公共団体が発注した、延べ床面積が5,000㎡以上の庁舎（執務室および窓口を主としたもの）の建設に関する基本設計または実施設計業務を元請で受注し、公示日現在において当該設

計業務が完了している実績を有する者であること。

- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ウ 坂出市の「平成 25・26 年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿」に登録されている者であること。
- エ 坂出市建設工事指名停止等措置要領（平成 16 年坂出市要綱第 21 号）による指名停止期間中の者でないこと。
- オ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- カ 建築士法第 10 条第 1 項の規定に該当しない者であること。
- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く）であること。
- ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く）であること。

(2) 設計共同企業体の資格

- ア 設計共同企業体の構成員数は 2 者または 3 者であること。
- イ 3. (1) アの受託実績は、構成員のいずれかが有すること。
- ウ 構成員のすべてが、3. (1) イから 3. (1) クの資格を満たす者であること。
- エ 代表者は、出資割合が最大であること。
- オ 各構成員の出資比率は、構成員の数が 2 者である場合にあっては 30%以上、3 者である場合にあっては 20%以上であること。
- カ 構成員は、他の構成員および他の参加者の協力事務所を兼ねていないこと。

(3) 参加不適格者

次の者は、参加資格がないものとする。

- ア 本業務に係る選定委員会の委員。
- イ アに掲げる者が、自ら主宰または役員もしくは顧問として関係する営利法人その他営利組織に所属する者。
- ウ アに掲げる者の研究室等に所属する者。

(4) 参加者は、本業務に関して次のとおり技術者を配置すること。

- ア 管理技術者は、参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- イ 管理技術者は、平成 16 年 4 月 1 日から公示の日までの間に、管理技術者として延べ床面積 5,000 m²以上の国または地方公共団体の庁舎の基本設計または実施設計に関する業務を完成した実績を有すること。
- ウ 意匠、構造、電気設備および機械設備の各主任技術者を、それぞれ 1 名配置すること。
- エ 管理技術者および意匠主任技術者は、参加者と直接的な雇用関係を有すること。

オ 構造主任技術者は、参加表明書の提出時点において、構造設計一級建築士の資格を有すること。

カ 電気設備主任技術者および機械設備主任技術者は、参加表明書の提出時点において、設備設計一級建築士の資格を有すること。

キ 管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は、ほかの主任技術者を兼任してはならない。

ク 意匠主任技術者を除く各主任技術者については、協力者(協力事務所)を加えることができる。

(5) 参加に対する制限

ア 参加者1者につき1提案とする。

イ 協力者(協力事務所)は、本プロポーザルにおける参加資格を有せず、重ねて協力者(協力事務所)となることはできない。

(6) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

ア 選定委員会および事務職関係者に、プロポーザルに関して不正な接触または要求をした場合(坂出市新庁舎建設基本設計・実施設計業務プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に定める手続きは除く。)

イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと選定委員会が認めた場合

ウ 実施要領の規定に違反すると市長が認める場合

エ 指定する様式(以下「様式」という。)によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

(i) 提出方法、提出先および提出期限に適合しない場合

(ii) 様式および記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

(iii) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合

(iv) 虚偽の記載があるもの(契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。)

オ 他の参加者のヒアリング審査を参観し、または、聴講した場合(参加者の社員その他関係者が当該行為を行った場合を含む。)

4. 参加手続

(1) プロポーザルに係る書類等の配布方法および期間

ア 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、坂出市ホームページから入手するものとする。ただし、事務局においても、参加者1者につき各1部を配布することができる。

(坂出市ホームページ <http://www.city.sakaide.lg.jp/>)

イ 配布期間

(i) 平成26年9月1日(月)から平成26年9月12日(金)までとする。

(事務局配布については、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日の、午前9時から午後5時まで)

(ii) 実施要領等は募集公示後、坂出市ホームページに掲載する。

(2) 参加表明書等の受付

参加表明書等の受付は実施要領による。

(3) 事務局

〒762-8601

香川県坂出市室町二丁目3-5

坂出市総務部総務課

電話0877-44-5002 ファックス0877-46-4056

電子メール soumuka@city.sakaide.lg.jp